

# 第62回北海道障がい者スポーツ大会実施要綱

## 1. 目的

本大会は、身体障がい者及び知的障がい者がスポーツを通じて体力を維持・増進し、障がい者の自立と社会参加の促進を図るとともに、道民の障がい者に対する理解を深め、本道における障がい者のスポーツをより発展させることを目的とする。

## 2. 主催

公益財団法人北海道障がい者スポーツ協会、北海道、帯広市、音更町、新得町、芽室町、中札内村、池田町、土幌町、上土幌町、鹿追町、清水町、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町

## 3. 共催

北海道新聞社

## 4. 開催地

帯広市、音更町、新得町、芽室町、中札内村、池田町

## 5. 協力団体

一般財団法人北海道陸上競技協会、一般財団法人北海道バスケットボール協会、北海道ソフトボール協会、公益財団法人北海道サッカー協会、北海道車いすバスケットボール連盟（順不同）

## 6. 後援

社会福祉法人北海道社会福祉協議会、一般社団法人北海道身体障害者福祉協会、一般社団法人北海道手をつなぐ育成会、一般社団法人北海道知的障がい福祉協会、社会福祉法人北海道共同募金会、公益財団法人北海道肢体不自由児者福祉連合協会、北海道障がい者職親連合会、北海道パラスポーツ指導者協議会、公益財団法人北海道スポーツ協会、北海道教育委員会、北海道市長会、北海道町村会、十勝町村会、公益財団法人北海道新聞社会福祉振興基金、朝日新聞北海道支社、読売新聞北海道支社、毎日新聞北海道支社、日本経済新聞社札幌支社、一般社団法人共同通信社札幌支社、時事通信社札幌支社、HBC北海道放送、STV札幌テレビ放送、UHB北海道文化放送、TVhテレビ北海道、AIR-G エフエム北海道、株式会社FM NORTH WAVE、十勝毎日新聞社、JAGA、おびひろ市民ラジオFM WING（順不同）

## 7. 競技運営団体

十勝陸上競技協会、帯広地区バスケットボール協会、新得サッカー協会、中札内ソフトボール協会、池田町ソフトボール協会（順不同）

## 8. 大会期日

(1) 陸上競技（身体・知的）	令和6年 9月 29日（日）	【帯広市】
(2) バスケットボール（知的）	令和6年 9月 29日（日）	【音更町】
(3) サッカー（知的）	令和6年 9月 29日（日）	【新得町】
(4) 車いすバスケットボール（身体）	令和6年 9月 29日（日）	【芽室町】
(5) ソフトボール（知的）	令和6年 9月 29日（日）	【中札内村】
(6) フットソフトボール（知的）	令和6年 9月 29日（日）	【池田町】

## 9. 実施競技及び会場

競 技 名	会 場 （ 住 所 ）
陸上競技	帯広の森陸上競技場（帯広市南町南7線56番地7 帯広の森運動公園内）

バスケットボール	サンドームおとふけ（音更町雄飛が丘3番地）
サッカー	スポーツ芝生公園（新得町字上佐幌西3線16）
車いすバスケットボール	茅室町総合体育館（茅室町東3条8丁1目）
ソフトボール	札内川総合運動公園ソフトボール場（中札内村中札内西2線131番地）
フットソフトボール	池田町河川パークソフトボール場（池田町字西3条6丁目）

※代表者・監督者会議を大会当日に各競技会場において開催する。

詳細については、別途通知する。

## 10. 参加資格

出場選手は、次の全ての条件を満たす者とする。

ア 令和6年4月1日現在、13歳以上の身体障がい者及び知的障がい者。

イ 身体障がい者は、身体障がい者手帳の交付を受けた者。

知的障がい者は、療育手帳の交付を受けた者。あるいは、その取得の対象に準ずる障がいのある者。

ウ 道内に現住所を有する者。ただし、道内の更生援護施設等に入所、通所、通学している者は、その所在地の市町村から参加しても差し支えない。

## 11. 競技規則

適用する競技規則は、全国障害者スポーツ大会競技規則及び競技ごとに定める実施要領による。

## 12. 実施競技及び競技種目

(1) 本大会における実施競技並びに陸上競技の障害区分及び競技種目は、＜別表1＞競技・種目表のとおりとする。

(2) 陸上競技は、年齢（令和6年4月1日現在）を次の各部に分けて競技するものとする。

ア 身体障がい者 1部（39歳以下） 2部（40歳以上）

イ 知的障がい者 少年の部（19歳以下）、青年の部（20～35歳）、壮年の部（36歳以上）

## 13. 競技参加制限

(1) 出場選手数は、選手総数600人を目処とする。

(2) 陸上競技に出場できる種目数は、1人1種目を原則とする。ただし、この他に次のリレー1種目の出場ができるものとする。

4×100mリレー（知的障がい者）※男女混合

(3) 陸上競技と団体競技の重複出場は認めない。

(4) 団体競技の選手参加枠は次のとおりとする。

ア 身体障がい者の競技

車いすバスケットボール（男女混合可）12人以内

イ 知的障がい者の競技

バスケットボール（男女別）12人以内、サッカー（男女混合可）16人以内、ソフトボール（男女混合可）15人以内、フットソフトボール（男女混合可）15人以内

(5) 団体競技の参加チーム数の上限は、原則、バスケットボールは6チーム（男女別）、それ以外の競技は各競技8チーム（男女別）とする。

なお、上限を超える申込みがあった競技については、主催者においてチーム数の調整を図ることとする。

(6) 車いすバスケットボールのチーム編成が困難な場合は、健常者のプレーヤーの参加を認め、クラス（持ち点）は4.5とする。

(7) 知的障がい者の団体競技のチーム編成が困難な場合は、身体障がい者の選手の参加を認め、混成チームとして出場することができるものとする。ただし、接触プレーによる危険性を踏まえ、車いす使用者の参加は認めない。

## **14. 参加申込**

- (1) 参加希望者が現住所を有する市町村の担当者は、別紙様式1の「参加申込書」に必要事項を記入の上、申し込むものとする。ただし、障害福祉サービス事業所の利用者は所属長を経由し、また、団体に属する者は団体の代表者を経由し、所在地の市町村に申し込むものとする。
- (2) 市町村は、当該市町村内の障害福祉サービス事業所、関係団体及び在宅者を取りまとめ、北海道障がい者スポーツ協会に申し込むこと。
- (3) 高等養護学校等は、直接、北海道障がい者スポーツ協会に申し込むこと。
- (4) 重複する障がいのある者は、競技種目の選定に際し、市町村の担当課、施設、学校の助言を得て申し込むこと。
- (5) 身体障がい者の団体競技は次の所属団体が一括して申し込むこと。  
「車いすバスケットボール」…北海道車いすバスケットボール連盟
- (6) 申込書は、「別紙様式1-①」～「別紙様式1-④」を使用すること。
- (7) 申込締切後の変更は、原則として認めない。
- (8) 申込受付期間  
令和6年6月30日（日）必着
- (9) 申込先

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目 道民活動センター（かでる2・7）4階  
公益財団法人 北海道障がい者スポーツ協会  
TEL (011) 261-6970  
FAX (011) 261-6201  
E-mail info@do-syospo.or.jp

※ 参加申込みに係る書類は、上記協会ホームページ (<http://www.do-syospo.or.jp/>) の「大会情報」サイトからもダウンロードできます。

## **15. 参加者の決定**

- (1) 陸上競技・団体競技ともに、各市町村、高等養護学校等からの申込みに基づき、主催者において参加する選手及びチームを決定する。
- (2) 競技組合せ等は、障がい区分、参加人員などを考慮し、主催者において編成する。

## **16. 表彰**

1位から3位までに入賞した選手及びチームに対し入賞メダルを授与する。

## **17. 健康・安全管理**

- (1) 大会参加に当たっては、事前に医師の診断を受けるなど、自己の責任において健康及び安全に十分留意すること。
- (2) 主催者は、参加者を対象とした傷害保険に一括加入するとともに、応急の処置を行うものとする。

## **18. 参加料**

- (1) 参加料は、陸上競技・団体競技ともに、選手1名につき1,000円とする。  
なお、参加料は、大会運営の諸経費に充当するものとし、役員（付添）からは徴収しない。
- (2) 参加料の納入方法については、参加決定と併せて、別途通知する。

## **19. 参加費用**

参加に要する費用は自己負担を原則とする。

## **20. 宿泊・弁当の斡旋**

(1) 選手、役員（付添）、応援者の宿舎の斡旋及び昼食弁当は、別に定めるところにより斡旋する。

## 21. その他

(1) 本大会の記録成績をもって、令和7年度に滋賀県で開催される「第24回全国障害者スポーツ大会」に派遣する北海道選手団陸上競技の選手を選考する。

(2) 雨天時に備え、屋外競技に参加する選手は、各自で雨具等を用意すること。

<別表1> 北海道障がい者スポーツ大会競技・種目表

1 陸上競技

◎男女別・年齢区分別

△男女混合・年齢区分なし

▲男女別・年齢区分なし

障害区分番号		競走							跳躍			投てき								
		5 m	1 m	2 m	4 m	8 m	1 m	5 m	0 m	0 m	4 m	× 1 0 0 m	1 0 0 m	リレー	走高跳	立幅跳	走幅跳	砲丸投	ソフトボール投	ジャベリックスロー
肢體不自由	上肢	1 手部切断 片前腕切断 片上肢不完全 片上腕切断 片上肢完全	◎	◎											◎	◎	◎	◎	◎	◎
		2 兩前腕切断、片前腕・片上腕切断 兩上肢不完全	◎	◎											▲	◎	◎			
		3 兩上腕切断 兩上肢完全	◎	◎											▲	◎	◎			
	下肢	4 片下腿切断 片下肢不完全	◎	◎											◎	◎	◎	◎	◎	◎
		5 片大腿切断 片下肢完全	◎	◎											◎	◎	◎	◎	◎	◎
		6 兩下腿切断	◎	◎											◎		◎	◎	◎	◎
		7 片下腿・片大腿切断 兩下肢不完全	◎												◎		◎	◎	◎	◎
		8 兩大腿切断 兩下肢完全															◎	◎	◎	◎
	体幹	9 体幹	◎	◎											◎	◎	◎	◎	◎	◎
	車いす常用、麻痺以外で使用	10 第6頸髄まで残存	◎	◎								◎								◎
		11 第7頸髄まで残存			◎	◎					◎	◎								◎
		12 第8頸髄まで残存			◎	◎		◎	◎		◎	◎				◎	◎	◎		
		13 下肢麻痺で座位バランスなし	◎	◎		◎		◎									◎	◎	◎	
		14 下肢麻痺で座位バランスあり		◎	◎		◎		◎							◎	◎	◎		
		15 その他の車いす			◎		◎		◎							◎	◎	◎		
	脳血管疾患、(脳性麻痺、脳外傷等)	16 四肢麻痺で車いす使用	◎								◎									◎
		17 けって移動	◎								◎									◎
		18 片上下肢で車いす使用	◎								◎						◎	◎		
		19 上肢で車いす使用	◎	◎	◎		◎	◎	◎								◎	◎	◎	
		20 その他走不能															◎	◎	◎	
		21 上肢に不随意運動を伴う走可能	◎	◎	◎				◎						◎	◎	◎	◎	◎	
		22 その他走可能	◎	◎	◎				◎						◎	◎	◎	◎	◎	
		23 電動車いす常用								◎										◎
視覚障害	24 視力0から0.01まで	◎	◎	◎		◎	◎								◎	◎	◎	◎	◎	◎
	25 その他の視覚障害	◎	◎	◎		◎	◎								▲	◎	◎	◎	◎	◎
聴覚障害	26 聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害	◎	◎	◎		◎	◎								▲	◎	◎	◎	◎	◎
知的障害	27 知的障害	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎		△	▲				◎	◎	◎	◎	◎	◎
内部障害	28 ぼうこう又は直腸機能障害	◎						◎							◎	◎	◎	◎	◎	◎

※4×100mリレーは男女混合とする。

※50m競走で使用する車いすは日常生活用とする。

※体幹とは、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する。）

ただし、四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があつてもこの区分には該当しない。

※複数の障害区分にわたり1つの◎がついている場合は、一つの区分として競技を行い、順位を決定する。

※視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指数弁は視力0.01とする。

※障害区分24は、光を通さないアイマスクまたはアイシェードを装着する。

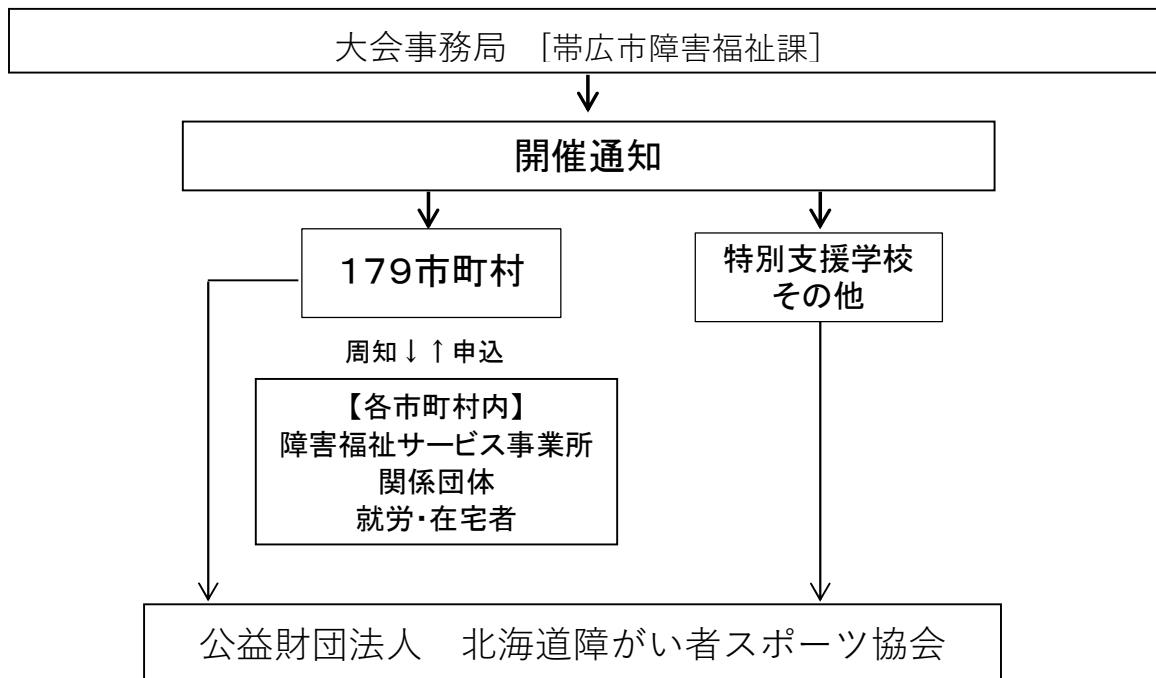
- 2 車いすバスケットボール 肢体不自由者の車いす使用者  
 3 サッカー 知的障害者  
 4 バスケットボール 知的障害者（男女別）  
 5 ソフトボール 知的障害者  
 6 フットソフトボール 知的障害者

【参考】陸上競技の障害区分の解説

上肢	手部切断	片側および両側の手部切断
	片前腕切断	手関節の離断を含む片側の前腕の切斷者
	1 片上肢不完全	片側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	片上腕切断	肘関節の離断を含む片側の上腕の切斷者
	片上肢完全	片側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
	両前腕切断	両側手関節離断を含む両側の前腕の切斷者
	2 片前腕・片上腕切断	片前腕の切斷及び片上腕の切斷者
	両上肢不完全	両側の肩・肘・手関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	両上腕切断	両上腕の切斷者
	両上肢完全	両側の肩・肘・手関節のすべてに機能障害がある者
下肢	片下腿切断	片足部の切斷を含む片下腿の切斷者
	片下肢不完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	5 片大腿切断	膝関節の離断を含む片大腿の切斷者
	片下肢完全	片側の股・膝・足関節のすべてに機能障害がある者
	6 両下腿切断	両側の下腿の切斷者
	7 片下腿・片大腿切断	片下腿の切斷及び片大腿の切斷者
	両下肢不完全	両側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害がある者
	8 両大腿切断	両側の大腿の切斷者
体幹	両下肢完全	片側の股・膝・足関節のうち一または二関節に機能障害があり、両側にそれぞれある者
	9 体幹	頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形がある者（脊椎カリエス等による体幹の障害が該当する）※四肢の機能障害を伴う場合は、体幹の機能障害があってもこの区分には該当しない
車いす常用、使用で	10 第6頸髄まで残存	肩関節周囲の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）
	11 第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈は正常だが、物が握れない）
	12 第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で、指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）
	13 下肢麻痺で座位バランスなし	「座位バランス」の判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態で両手の支えなく座ることができる場合は、「座位バランスあり」と判断する
	14 下肢麻痺で座位バランスあり	
	15 その他の車いす	脳原性麻痺や脊髄麻痺以外の車いす使用者（例：両下肢切断のため車いすを使用し競技する者）
脳血管疾患、脳外傷等	16 四肢麻痺で車いす使用	四肢に著しい可動域制限や協調運動障害がある者で、両上肢駆動による車いす使用者
	17 けって移動	両上肢の障害が重度のため、両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者
	18 片上下肢で車いす使用	日常動作において、片側の上肢と下肢で車いすを操作する者
	19 上肢で車いす使用	上肢による車いす使用者（ハンドリムを瞬時に把持したり、ハンドリムをプッシュする際に肘関節を完全に伸展させることができる者は、この区分に該当する）
	20 その他走不能	杖や下肢装具の使用的有無に関わらず、走ることのできない者
	21 上肢に不随意運動を伴う走可能	目的動作に障害のできる上肢協調運動障害があるが、走ることが可能な者
	22 その他走可能	「上肢に不随意運動を伴う走可能」に該当しない走可能な者すべてがこの区分に該当する
視覚障害	23 電動車いす常用	四肢体幹機能障害により、日常生活で常に電動車いすを使用している者
	24~25	視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。視力の和を算出する際、光覚弁、手動弁は視力0、指數弁は視力0.01とする。
聴覚障害	26	区分しない
知的障害	27	区分しない
内部障害	28 ぼうこう又は直腸機能障害	脊髄損傷等で合併したぼうこう又は直腸機能障害者は含まない

# 第62回北海道障がい者スポーツ大会

## 参加申込フローチャート



申込受付期間 (期間厳守)	陸上競技	令和6年4月8日（月）～ 6月30日（日）
	車いすバスケットボール	
	バスケットボール	
	フットソフトボール	
	ソフトボール	
	サッカー	

区分	対応の手順
市町村	市町村内の障害福祉サービス事業所、関係団体及び在宅者に周知するとともに、参加者の取りまとめを行い、参加申込書は協会へ一括送付する。
障害福祉サービス事業所等	市町村から配布された参加申込書に必要事項を記入の上、所在地の市町村へ参加申込書を提出する。
特別支援学校等	必要事項を記入の上、参加申込書を協会へ一括送付する。

### ※ 参加申込書作成の留意点

- ① 陸上競技は様式第1-①、1-②、1-③の提出が必要です。団体競技は、様式第1-①と1-④を提出してください。
- ② 参加申込書の作成にあたっては、必要事項を記入し、該当する項目に○を付してください。
- ③ 陸上競技の障害区分番号及び参加希望種目は、別表1「競技・種目表」を参照し、出場可能な種目であることを確認の上、記入してください。障害区分によって出場できない種目がありますので、ご留意ください。
- ④ 団体競技の出場選手枠は、競技ごとに制限がありますので、大会実施要綱の13の(4)を参照の上、お申込みください。

参加申込書に関するお問い合わせは、北海道障がい者スポーツ協会（電話 011-261-6970）までご連絡ください。